

# 特定非営利活動法人 子どもの虐待防止ネットワーク鳥取事業運営規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取（以下「本会」という。）の事業を円滑に実施するための運営委員会、事務局の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(設置の目的)

第2条 「運営委員会」は、定款第5条に基づく本会事業に関わる企画及び運営を目的として設置する。

2 「本部事務局」は本会事業の運営に関わる事務処理を行うことを目的として設置する。

3 「地区事務局」は各地区活動の運営に関わる事務処理を行うことを目的として設置する。

## 第2章 本部事務局

(本部事務局の設置場所)

第3条 本部事務局は、本会定款第2条に定める事務所の中に置く。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、理事会の決定により、他の場所に臨時の本部事務局を置くことができる。

(本部事務局の所掌事務)

第4条 本部事務局は、第2条3項に基づき、次の各号に定める事務を処理し、その事務に関する書類を管理する。

- (1) 本会の役職員及び機関に関すること
- (2) 本会の会員情報の管理に関すること
- (3) 本会事業に関わる外部諸機関及び団体との連絡調整に関すること
- (4) 各地区事務局との連絡調整に関すること
- (5) 本会の文書及び公印の管理に関すること
- (6) 本会の会計及び契約並びに資産の管理に関すること
- (7) 事務所の維持管理に関すること
- (8) 登記に関すること
- (9) その他の庶務

2 事務局は、前項各号に定める事務のほか、ニュースの発行、資料の作成その他必要な事業を行う。

(本部事務局長)

第5条 本部事務局長は、理事会の同意を経て、原則として理事の中から常務理事を理事長が委嘱する。

2 本部事務局長は、理事長の命を受けて事務局を統括する。

(本部事務局長代理)

第6条 理事長が必要と認めた場合に、事務局長代理を置くことができる。

2 事務局長代理は、理事会の同意を経て、理事の中から理事長が委嘱する。

3 事務局長代理は、理事長が定めた範囲で、事務局長の職務を代行する。

(本部事務局職員)

第7条 定款第20条に基づき、本部事務局に職員を置く。

2 職員は、本部事務局長の命を受けて、本部事務局の事務を分掌する。

### 第3章 地区事務局

(地区事務局の設置場所)

第8条 地区事務局の事務所は、理事会において決定された場所に設置する。

(地区事務局の所掌事務)

第9条 地区事務局は、第2条4項に基づき、次の各号に定める事務を処理し、その事務に関する書類を管理する。

(1) 地区の会員情報の管理に関すること

(2) 地区活動に関わる外部諸機関及び団体との連絡調整に関すること

(3) 本部事務局との連絡調整に関すること

(4) 地区活動費の管理及び会計に関すること

(5) 事務所の維持管理に関すること

(6) その他の庶務

(地区事務局長)

第10条 地区事務局長は、理事会の同意を経て、会員の中から理事長が委嘱する。

2 地区事務局長は、理事長の命を受けて地区事務局を統括する。

(地区事務局職員)

第11条 定款第20条に基づき、地区事務局に職員を置くことができる。

2 職員は、地区事務局長の命を受けて、地区事務局の事務を分掌する。

※現行規定の「第4章 地区運営委員会」削除。以下章番号、条文番号繰り上げ。

## 第4章 運営委員会

(運営委員会の構成員)

第12条 運営委員会は、理事及び理事会により選任された運営委員で構成される。但し、監事、本部事務局長及び職員、地区事務局長及び職員についても運営委員会に出席できるものとする。

※現行規定の第21条、第22条削除。以下条文番号繰り上げ。

(運営委員会の責務)

第13条 運営委員会は、総会において承認された年度事業計画を遂行するための企画、調査、研究について立案するとともに、その運営を行う。

※第2項該当部分削除。

(運営委員会の開催)

第14条 運営委員会は、当該年度内に原則として2回以上開催するものとする。

2 運営委員会は、理事長が招集し、議事を進行する。

3 運営委員会は、原則として運営委員の過半数の出席を必要とする。

(運営委員会議長・副議長)

第15条 運営委員会において運営上必要があると認めるときは、議長及び副議長を委員の中から選任することができる。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたとき、後任の議長が運営委員会で選任されるまでの間その職務を代行する。

## 第6章 その他

(委任)

第16条 この規程に定めるものの他、委員会の運営等に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、2008年8月30日から施行し、同日付で「子どもの虐待防止ネットワーク鳥取事業運営要綱」を廃止する。